検査実施料新設項目および 診療報酬算定方法の一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚く お礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0831 第 6 号にて検査実施料の新設および診療報酬の算定方法が一部改正されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和4年9月1日より適用

《新規収載項目》

検 査 項 目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における 検査実施状況	
	2520点/遺・染(100点)	「D006-3」BCR-ABL1 の「1」 (イ)又は(ロ)に準じる	IXEX/////	
	注釈		未実施	
BCR-ABL1	BCR-ABL1 フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病の診断補助及び治療効果の モニタリングを目的として測定した場合、Major BCR-ABL1 (mRNA 定量 (国 際標準値)) の所定点数を準用して算定する。 Major BCR-ABL1 (mRNA 定量) は、リアルタイム RT-PCR 法により測 定した場合に限り算定できる。			
主な測定目的				

末梢血白血球より抽出した RNA 中の Major BCR-ABL mRNA/ABL mRNA 比(国際標準値)の測定(慢性骨髄性白血病(CML)の診断補助及び治療効果のモニタリング)

末梢血白血球又は骨髄液有核細胞より抽出した RNA 中の Major BCR-ABL mRNA/ABL mRNA 比の測定 (Major BCR-ABL を有するフィラデルフィア染色体 (Ph) 陽性急性リンパ性白血病 (ALL) の診断補助及び治療効果のモニタリング)

検 査 項 目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における 検査実施状況	
	420 点 / 免疫(144 点)	「DO12」感染症免疫学的検査の 「44」2回分に準じる		
	注釈			
SARS-CoV-2•RS ウイルス抗原同時 検出(定性)	法 釈 SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出(定性) ア SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出(定性)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及びRS ウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。 イ COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定する。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出(定性)を実施した場合、RS ウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出(定性)及び SARSCoV-2 抗原検出(定量)については、別に算定できない。		未実施	
主な測定目的				

鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-Cov-2 抗原及び RS ウイルス抗原の検出 (SARS-Cov-2 感染又は RS ウイルス感染の診断補助)

するガイダンス 2013-2014 版」 に記載されたカテゴ

リーBの感染性物質の規定に従うこと。

イ~オ(略)

《診療報酬算定方法の一部改正》				
改正後	改正前			
SARS-CoV-2 核酸検出 ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、HPV 核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、 <u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は</u> 、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダン 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に <u>従うこと</u> 。イ〜オ(略)	SARS-CoV-2 核酸検出 ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、HPV 核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。イ~オ(略)			
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、CO VID-19の患者であることが疑われる者に対し〜略。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、CO VID-19 の患者であることが疑われる者に対し〜略。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以及の施設へ輸送			

イ~才(略)

って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送

し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施

設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

改正後

SARS-CoV-2 • RS ウイルス核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出は、COV ID-19 の患者であることが疑われる者に対し、〜略。 なお、採取した検体を、<u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は</u>、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に<u>従うこと</u>。イ〜オ(略)

改正前

SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出

イ~才(略)